

大阪狭山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年(2020年)11月25日

大阪狭山市監査委員

北井末廣
上谷元忠

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川 照 人
- 2 通知を受けた日
令和2年(2020年)11月24日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
令和2年10月23日付け大狭監第2044号 定期監査結果に関する報告
総務部 総務・情報統計グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写) のとおり

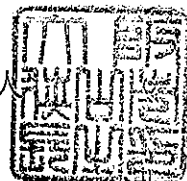


大 狭 法 第 3 6 号
令和2年(2020年)11月24日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
上 谷 元 忠 様

大阪狭山市長 古 川 照 人



定期監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

令和2年10月23日付け大狭監第2044号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

・監査指摘事項等に対する措置状況

【総務・情報統計グループ】

受払簿について、別添のとおり様式を改め備考欄を新たに追加した。記載誤り等が発生した場合は二重線等で訂正を行い、担当者の訂正印を押した上で、備考欄に訂正した日付、理由を記載し、所属長に報告を行う。所属長は内容を確認の上、押印することとした。

また、切手の現物数と受払簿の残数の一致については、毎月末又は月初めにおいて、担当者と所属長とで確認を行うこととした。

月分

前月からの

繰越枚数

枚

() 円

[illegible]

次月への
繰越枚数

枚

月末確認欄

確認日	担当者	確認日	所属長